



アメリカの保育者の倫理綱領および責任声明：
全米乳幼児教育協会(NAEYC)の公式声明(2005年改訂版)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-06-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 鶴, 宏史 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00003158

< 翻訳資料 >

アメリカの保育者の倫理綱領および責任声明

— 全米乳幼児教育協会 (NAEYC) の公式声明 (2005年改訂版) —

NAEYC Code of Ethical Conduct and Statement of Commitment

Revised April 2005

A position statement of the National Association for the Education of
Young Children

鶴 宏 史 訳

人間社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程

翻訳にあたって

本論文は、NAEYC (National Association for the Education of Young Children; 全米乳幼児教育協会) が策定した Code of Ethical Conduct and Statement of Commitment (Revised April 2005) の翻訳である。NAEYCは、1926年に設立されたアメリカ最大の乳幼児教育・保育関係者 (実践者・研究者の両者を含む) による非営利専門職組織 (職能集団) である。現在では、会員数が10万人以上に達しており、設立当初より一貫して保育の質と保育者の専門的技能の向上、そしてその社会的認知を高めることに努力している。

アメリカでは、他国に先駆けて1970年代後半から保育の質・保育者の質との関連から、専門職 (職業) 倫理の重要性が指摘され、NAEYCが中心となって調査研究、議論が重ねられてきた。その結果、約10年を経て、1989年に最初の「倫理綱領」が策定された。策定後も、実践者が使いやすく、また実効性のあることを目指して、1992年、1997年、2005年に改訂版が出された。最新版である2005年の「改訂倫理綱領」の翻訳が本稿である。この30数年の研究過程において、保育領域における専門職倫理研究は、倫理綱領の重要性、保育者にとって遵守すべき価値観に関する研究、倫理綱領の普及方法・教育

方法や倫理的意思決定のステップ、倫理的ジレンマおよびその解消法などに関する実践および研究が深められてきた。そのため、他国のモデルとなっている。

翻って我が国では、保育士資格の法定化に伴って、2003年によく、全国保育士会が「全国保育士会倫理綱領」を策定した。とはいえまだ普及段階であり、またそれは、保育士が専門職としてどのように行動すべきかを指し示してはいるが、具体性に乏しい部分もある。しかも、現在のところ、我が国の保育領域においては、専門職倫理に関する研究・実践は低調で、このことは、倫理綱領が「絵に描いた餅」になる可能性が高いことを示唆するものである。そうならないためにも、専門職倫理に関する実践・研究を深めていかななくてはならないが、その手法の一つとして、他国の倫理綱領を知ること重要であると考え。この翻訳が保育関係者の参考になれば幸いである。なお、訳文の校閲に際しては、本研究科の泉千勢教授に指導を受けましたことを記し、ここに謝意を表します。

倫理綱領および責任声明（全米乳幼児教育協会）

前 文

NAEYC（全米乳幼児教育協会）は、保育関係者が日々、多くの道徳的・倫理的結果を伴う決定場面に直面していることを認めている。「NAEYCの倫理綱領」は、責任ある行動のための指針を提供し、そして、乳幼児保育*1)の中で遭遇する主要な倫理的ジレンマを解決するための共通基礎を提示する。「責任声明（Statement of Commitment）」は、倫理綱領の一部ではないが、一人ひとりが自発的に承認する、乳幼児保育領域に特有の価値観と道徳的義務を包含する文書である。

倫理綱領の主要な対象は、3歳未満児の保育プログラム、プレスクールとプレキンダーガーデンの保育プログラム、チャイルド・ケア・センター、病院とチャイルド・ライフ・セッティング、ファミリー・チャイルド・ケア・ホーム、キンダーガーデン、およびプライマリー・クラスルーム*2)といった、

誕生から8歳までの子どもの保育関連施設（以下、総称的に園と訳す）での、子どもと家族に対する日々の実践である。

そして、これらの規定はまた、乳幼児が問題に関係している場合、園の管理者、親に養育指導を行う者、保育者を教育する者、および園を監督し、その認可に責任のある当局等を含めて、直接的に子どもに関わらない専門家にも適用される（注：“Code of Ethical Conduct : Supplement for Early Childhood Adult Educators”を参照せよ。Webサイトは<http://www.naeyc.org/about/positions/pdf/ethics04.pdf>である）。

中核的価値

乳幼児保育における倫理的行動の基準は、乳幼児保育・教育領域の歴史に深く根付いた次のような中核的価値への公約（commitment）に基づいている。我々は次のように公約した。

- 人間のライフサイクルの中で、ユニークで価値ある時期として、子ども期を正しく認識する。
- 子どもの発達と学習に関する知識（子どもはどのように発達するかそして学ぶか）を、我々の職務の基礎とする。
- 子どもと家族の絆を正しく認識し、援助する。
- 子どもは、家族、文化¹⁾、地域、社会の文脈の中で、最もよく理解され、援助されることを認識する。
- 一人ひとりの個人（子ども、家族成員、同僚）の尊厳、価値、独自性を尊重する。
- 子ども、家族成員、同僚の中で多様性を尊重する。
- 誠実と敬意を基盤とした関係を背景にして、子どもと大人は、その可能性を最大に発揮できることを認識する。

概念的枠組

倫理綱領は、専門職の責任の枠組を4つのセクションに分けて設定している。

各セクションは、専門職の関係性の領域を扱っている：(1)子どもとの関係、(2)家族との関係、(3)同僚との関係、(4)地域や社会との関係。各セクションは、その文脈における保育実践者（専門職）の第一次的責任への導入を含んでいる。この導入は、専門職の実践事例を反映する理念（I）および、必要とされている、禁止されている、あるいは容認されている実践を説明する一連の原則（P）へと続く。

理念（ideals）は実践者の志を反映している。原則（principles）は、行為を導き、倫理的ジレンマを解決する際に、実践者を補助する²⁾。理念と原則は、実践者が、責任ある解答を求められた際に、誠実な意思決定をするための基礎を提供できるように、実践者を導くことを意図している。倫理綱領は、倫理的ジレンマのあるものに対しては、対処するための一定の方向性を提供するが、その他の多くのものに対しては、倫理綱領の指針と専門的判断とを結びつけることを実践者に要求するだろう。

この倫理綱領の理念と原則は、保育領域の中核的価値に対する我々の公約（commitment）を支持するところの、職業的責任に関する共有された枠組みを公開したものである。倫理綱領は、我々が、保育領域において責任を引き受け、そうすることで、職務における倫理的行動を支援するという、そのような諸々の責任を公に認めているのである。倫理的重要性を伴う状況に直面した実践者は、この倫理綱領の適用可能な部分で、そして、倫理綱領全体にある精神の中で、指針を見つけ出すことを求められる。

しばしば、“正しい答え”—とるべき最善の倫理的行動指針—は明確ではない。ある状況を解決するのに、容易で、明確で、完全な方法はないだろう。ある重要な価値が別の価値を否定する時、倫理的ジレンマに直面する。倫理的ジレンマに直面する時、最善の倫理的解決を見出すために、倫理綱領とそれに関連する全ての部分を調べるのが、我々専門職の責任である。

セクション I 子どもに対する倫理的責任

子ども期は、人間のライフサイクルの中で、ユニークで価値ある時期である。我々の最大の責任は、子どもたちのために、安全で、健康的で、養育的で、

かつ応答的な環境で、保育を提供することである。我々は、子どもたちの発達と学習を支援すること、子ども一人ひとりの違いを尊重すること、そして、子どもたちが生活し、遊び、協働することを学べるように援助することに専心する。我々はまた、子どもたちの自己認識、対処能力（competence）、自尊心、回復力（resiliency）、そして身体的健康を増進することを約束する。

《理念》

- I-1.1—保育に関する知識基盤に精通すること、そして継続教育と研修（training）を通して新しい知識を与えられ保持すること。
- I-1.2—一人ひとりの子どもに関する特定の知識にだけでなく、乳幼児保育領域、子どもの発達領域、および関連する学問領域の最新の知識と研究をプログラム実践の基礎に置くこと。
- I-1.3—子ども一人ひとりのユニークな特性、能力、潜在能力を認識し、尊重すること。
- I-1.4—子どもたちの傷つきやすさと、大人への依存性を認めること。
- I-1.5—子どもたちの社会的・情緒的・認知的・身体的発達を育むような、そして、子どもたちの尊厳と貢献を尊重する、安全かつ健康的な環境を構成し、維持すること。
- I-1.6—評価されることが子どもにとって適切であり、それが企図された目的にのみ使用され、そしてそれが子どもたちの利益に資する可能性のある、そのような評価の手段と方略を用いること。
- I-1.7—子どもたちの発達と学習を理解し、支援し、指導するために、そして付加的サービスを必要とする子どもたちを同定するために、評価情報を用いること。
- I-1.8—障害のある子どもたちのニーズを、そして、そうでない子どもたちのニーズをも満たす包括的な環境の中で、遊び学習する子どもたちの権利を保障すること。
- I-1.9—特別なニーズをもった子どもたちを含めたすべての子どもが、必要とする支援サービスに首尾よくアクセスできるように、またそのことを保証するために擁護すること。

- I-1.10—一人ひとりの子どもの文化、言語、民族、および家族構成が、園の中で認識され、尊重されることを保証すること。
- I-1.11—子どもたちが母国語の使用を続け、そして英語を学ぶことを支援するだけでなく、子どもたちが知っている言語で、全ての子どもたちに経験を提供すること。
- I-1.12—子どもたちとその家族が、安全かつ順調に、ある園（プログラム）から次の園（プログラム）に移行できるように家族と協働すること。

〈原則〉

- P-1.1—何よりもまず、我々は子どもたちを傷つけない。我々は、子どもたちに情緒的に害を与え、身体的に傷つけ、失礼な、品位を下げるような、危険で、搾取するような、怖がらせるような実践に参加しない。この原則は、倫理綱領の他の原則よりも優先される。
- P-1.2—我々は、子どもたちの認知を刺激するような、そして子ども一人ひとりの文化、言語、民族、家族構造を支援する、前向きに心動かす環境や社会的環境の中で保育を行う。
- P-1.3—我々は、子どもたちの性別、人種、出自、信仰する宗教、健康状態、障害、あるいは結婚状況／家族構成、性的志向、もしくはその他の家族の災難を根拠に利益を否定したり、特別扱いしたり、あるいは子どもたちを園や活動から排除することによって、子どもたちを差別する実践に参加しない（この原則は、特定の子どもたちにサービスを提供する合法的な権限に基づく園には適用されない）。
- P-1.4—子どもに関する決定には、家族やスタッフなどの適切な知識を持つ人々を含める。その際、適切に、繊細な情報の秘密保持に努める。
- P-1.5—我々は、複数の情報源を含めて、子どもたちの学習と発達に関する情報提供のために適切な評価システムを用いる。
- P-1.6—我々は、特別教育サービスへの登録・保留・割当てに関するような決定の際には、1つのテストの点数や1回の観察のような、単一の評価に基づくのではなく、複数の情報源に基づいて行うことを保証するように努める。

アメリカの保育者の倫理綱領および責任声明

- P-1.7—我々は、子どもたち一人ひとりと個人的な関係を構築するように努める；教育方法、学習環境およびカリキュラムを、子どもたち一人ひとりに応じたものにする；そして、それぞれの子どもがプログラムから利益が得られるように家族と協議する。もし、そのような努力がなされた後、現在の環境が、子どものニーズに合致していないか、ある子どもが、園から利益を得ている他の子どもたちの能力を非常に危険にさらしているならば、我々は、その子どもの家族および適切な専門家と協力して、必要とされるサービスの追加を決定する、そして／または、子どもの成功を最も保証しそうな環境を決定する（この原則は、法的な権限に基づいて特定の子どもたちにサービスを提供している園には適用されない）。
- P-1.8—我々は、身体的虐待、性的虐待、言葉による虐待、精神的虐待や、身体的・情緒的ニーズに応じない、教育を受けさせない、医療を受けさせないことを含めた、子ども虐待とネグレクトの危険因子や徴候に精通する。我々は虐待やネグレクトから子どもたちを守る州法や条例（地域の手続き **community procedures**）を知り、順守する。
- P-1.9—我々が、子ども虐待やネグレクトを疑う妥当な理由を有する場合、我々は、それを適切な地域の機関に報告し、そして引き続き適切な行動がとられることを保証するために追跡調査を行う。適切な対応がされている場合には、両親もしくは保護者は、照会があること、あるいはすでになされたことを知らされるだろう。
- P-1.10—第三者が、子どもが虐待されているか、ネグレクトの状態にあるという、彼／彼女の疑惑を我々に話したなら、我々はその人が、その子どもを保護するために適切な行動がとれるように支援する。
- P-1.11—我々が、子どもたちの健康、安全、またはウェルビーイングを危険にさらす実践、またはそのような状況に気づいたなら、我々は、子どもたちを保護するか、両親、および／または他の誰か子どもを保護できる人に知らせる倫理的責任を有する。

セクションⅡ 家族に対する倫理的責任

子どもたちの発達にとって家族³⁾は非常に重要である。家族と保育実践者は、子どものウェルビーイングを共通の関心として持っているため、我々は、子どもの発達を促す方向で家庭と園とのコミュニケーション、協力、協同をもたらす、第一次的な責任を認める。

《理念》

- I-2.1—家族との効果的な協働に関連した知識基盤に精通し、現職教育（continuing education）と研修（training）を通して新しい情報を保持し続けること。
- I-2.2—相互の信頼関係を発展させ、我々がサービスを提供する家族とのパートナーシップを築くこと。
- I-2.3—全ての家族成員を暖かく迎え、保育プログラムに参加するように勧めること。
- I-2.4—我々は、親の子育て課題において親を支援しているので、家族の話に耳を傾け、家族の強さや能力を認めその上に築き上げること、そして、家族から学ぶこと。
- I-2.5—それぞれの家族の尊厳と選択を尊重し、そしてその家族構成、文化、言語、習慣、および信条について学ぶよう努めること。
- I-2.6—家族の養育観と、自分の子どもに対する家族の決定権を認めること。
- I-2.7—一人ひとりの子どもの教育と発達に関する情報を家族と共有し、そして、家族が乳幼児に関わる専門職の最新の知識基盤を理解し、正しく認識するのを手助けすること。
- I-2.8—家族成員が自分の子どもたちについて理解を深められるように手助けし、そして彼らが親としてのスキルを継続して発達させるのを支援すること。
- I-2.9—保育プログラムの職員（staff）、他の家族、地域の人材、そして専門職サービスとやりとりできる機会を家族に提供することによって、家族支援ネットワークの構築に参加すること。

《原則》

- P-2.1—我々は、裁判所命令または他の法的規制によって制限がなされていないならば、家族成員が子どもの保育室や園環境へアクセスすることを、否定しない。
- P-2.2—我々は、園の理念、方針、カリキュラム、評価システム、および職員の資格保有に関する情報を家族に提供し、そして、なぜ我々がそのように指導するのか—その指導が子どもたちに対する我々の倫理的責任と一致すること（セクション I を参照）—を説明する。
- P-2.3—我々は家族に対して方針決定を報告する。適当な場合は、家族にも方針決定に参加を求める。
- P-2.4—我々は、家族に、自分たちの子どもに影響する重要な決定への参加を求める。
- P-2.5—我々は、家族が理解する言語で効果的に、全ての家族とコミュニケーションをとるように常に努力する。我々が、我々自身の園の中に十分な人材を有しない場合、翻訳と通訳のために地域の人材を活用する。
- P-2.6—家族が、自分たちの子どもと家族についての情報を我々と共有する時、我々はこの情報を園の計画立案および実施に際して考慮する。
- P-2.7—我々は家族に、園における子どもの評価の性質と目的と、子どもに関する情報がどのように使用されるかについて伝える。
- P-2.8—我々は子どもの評価に関する情報を内密に扱い、そして、正当な理由がある場合に限りこの情報を共有する。
- P-2.9—我々は家族に、自分の子どもが悪影響をもたらすかもしれない伝染病にさらされる危険や、情緒的ストレスをもたらすかもしれない出来事といった、害や事故に巻き込まれる可能性を知らせる。
- P-2.10—家族は、自分の子どもが対象となる計画された調査研究プロジェクトについて十分に知らされ、そして、ペナルティなしに同意をするか否かの機会を持つべきである。我々は、何らかの点で子どもたちの教育、発達、およびウェルビーイングを妨げるような調査研究を許可せず、そしてそれらに参加しない。
- P-2.11—我々は家族間の搾取に関わらないし、支持しない。我々は、私利私欲

のために我々と家族との関係を利用しない。また、子どもたちに対する我々の効果的な働きかけを損なう可能性のある家族成員との関係に加わらない。

P-2.12—我々は、秘密保持と子どもたちに関する記録の開示についての明文化された方針を発展させる。これらの方針文書は、全ての園の職員（program personnel）と家族が入手できる。守秘義務を有する家族成員、園（プログラム）に関わる職員、コンサルタント以外への子どもたちに関する記録の開示には、家族の同意が必要である（虐待およびネグレクトの場合は除く）。

P-2.13—我々は、秘密情報の開示と家族生活への侵入を慎みながら、秘密を守り、家族のプライバシーの権利を尊重する。しかし、子どもの福祉が危険に曝されていると信じる理由がある場合、子どもの利益に介入する法的責任を有する個人とだけでなく、各種機関と秘密情報を共有することは許可されている。

P-2.14—家族成員が他の成員と衝突するような場合、我々は、子どもに関する情報を共有することで、家族成員全員が情報に基づく決定に参加できるよう手助けするために公然と働きかける。我々はどちらか片方の味方になることを慎む。

P-2.15—我々は、コミュニティの資源や専門的な支援サービスに精通し、そして、適切にそれらを家族に紹介する。その後、サービスの適切な提供を確実にするに追跡調査を行う。

セクションⅢ 同僚（colleague）に対する倫理的責任

あたたかく、そして協力的な職場においては、人間としての尊厳は尊重されて、専門職としての本望は鼓舞され、そして肯定的な関係は発展し、維持される。同僚*³⁾に対する我々の第一次的責任は、我々の中核的価値に基づいて、生産的な活動を支援し、専門職としてのニーズに応えるような環境と関係を確立し、それを持続することである。我々が職場において成人と交わる時、子どもに適用されるのと同じ理念が同じように当てはまる。

Aー仕事仲間（co-workers）に対する責任

《理念》

- I-3A.1ー仕事仲間と、敬意、信頼、守秘、協働、および協力という関係を確立し、持続すること。
- I-3A.2ー仕事仲間と資源を共有し、可能な限り最善の保育プログラムの提供を保証するために協力すること。
- I-3A.3ー仕事仲間の専門職としての要求に応え、そして専門職として成長できるように支援すること。
- I-3A.4ー専門職としての実績に対する正当な評価を仕事仲間を与えること。

《原則》

- P-3A.1ー我々は、仕事仲間の園に対する貢献を認識し、そして、仕事仲間の信望を貶めるような実践、もしくは、子どもたちや家族と協働する際に、それらの効果を損うような仕事仲間の実践に参加しない。
- P-3A.2ー我々が、仕事仲間の専門職としての行動に懸念を示す場合、まず個人の尊厳へ尊重を示す方法で、そして、職員間で見出された多様性を示す方法で、その仕事仲間到我々の懸念を知らせる。そして、同等な、打ち解けた態度で問題解決を試みる。
- P-3A.3ー我々は、仕事仲間の個人的な態度、または専門職としての行為に関して意見を表明する際には注意を払う。表明は、噂ではなく、直接得た知識に基づき、そして、子どもたちと園の利益のためになされるべきである。
- P-3A.4ー我々は、性別、人種、国籍、宗教的信条、またはその他の属性、年齢、婚姻状況／家族構成、障害または性的志向を理由に仕事仲間を差別しない。

B 雇用主（employers）に対する責任

《理念》

- I-3B.1ー最も質の高いサービスを提供することにおいて園を援助すること。
- I-3B.2ー子どもたちを保護する法規や本綱領の条項規定に違反しない限り、我々

が勤務する園の評判を貶めることをしないこと。

《原則》

P-3B.1—我々は、園の方針全てを遵守する。我々が園の方針に同意しない時、我々は組織内で建設的な行動を通して変化をもたらそうと試みる。

P-3B.2—我々は、公認された時にのみ、組織を代弁し、行動する。我々は、自分が組織を代弁しているのか、個人の判断を表明しているのかを区別するように注意する。

P-3B.3—我々は、子どもの保護を目的とした法規に違反しない。そして、そのような違反に気付いた時、本綱領と一致した適切な行動をとる。

P-3B.4—我々が同僚の行動に懸念を示し、そして、子どものウェルビーイングが危険にさらされていない場合には、我々はその同僚に対する懸念に対処するだろう。もし、同僚に注意を促した後、子どもが危険に曝される、あるいは状況が改善されないならば、我々は同僚の非倫理的な行動、あるいは不適格な行動を適切な関係部局に報告する。

P-3B.5—我々は、園内の保育の質に影響を与える状況や状態に懸念を示す場合、園の管理部ないしは理事会に報告し、必要であれば、他の適切な関係部局に報告する。

C 被雇用者 (employees) に対する倫理的責任

《理念》

I-3C.1—職員同士 (staff members) が相互に尊敬、協力、協同、能力 (competence)、ウェルビーイング、守秘性と自尊心を育むような安全で、健全な労働条件と労働方針を推進すること。

I-3C.2—職員 (staff) が、子どもや家族そして乳幼児保育領域の最善の利益について、話し行動できるような信用と率直さの雰囲気構築し、維持すること。

I-3C.3—乳幼児を相手に働き、あるいは乳幼児のために働く人々に対して、十分かつ公正な補償 (給与と手当) が確保できるように努めること。

I-3C.4—より熟練した実践者になれるように、被雇用者の継続的な成長を励

まし、支援すること。

《原則》

- P-3C.1—子どもたちと保育プログラムに関係する決定においては、我々は職員の教育、研修、経験と専門知識を参考にする。
- P-3C.2—我々は、秘密を保持し、公平な職務遂行評価、書面での苦情処理、建設的なフィードバック、そして継続的な専門職としての成長と向上の機会を通して、職員の責任を遂行できるような安全かつ支持的な職場環境を職員に提供する。
- P-3C.3—我々は、園の基準を定めた包括的な文書化された人事方針を開発し、維持する。これらの方針は、新任職員に与え、そして、全ての職員が再検討のために入手でき、かつ容易に利用可能でなければならない。
- P-3C.4—我々は、園の期待通りの職務を遂行しない被雇用者に懸念を伝える。そして可能な場合、彼らの職務遂行が改善されるように補助する。
- P-3C.5—適用可能な全ての法律や規程に基づいて、我々は、適切な理由がある場合に限り、被雇用者を解雇できる。我々は、対象となる被雇用者に解雇の理由を知らせる。解雇する根拠がある場合、その解雇の正当性は、不適切な行動という証拠に基づかなければならない。それは、正確に記録された形で、そのままの形で、そして、その被雇用者が再検討のために利用可能な形で残さなければならない。
- P-3C.6—評価と勧告を行う際には、我々は、事実および子どもと園の利益に関連する事実根拠に基づいて判断する。
- P-3C.7—我々は、雇用契約、保留、解雇、昇進にかかわる人事決定については、もっぱら個人の能力（competence）、業績記録、地位に見合った責任遂行能力、そして、子ども（彼／彼女）をケアするに際しての子どもたちの発達レベルに対する特別な専門職としての準備性、といったものに基づいて行う。
- P-3C.8—我々は、雇用契約、保留、解雇、昇進の人事決定については、個人の性別、人種、国籍、宗教的信条、または他の属性、年齢、婚姻状況／家族構成、障害または性的志向を根拠に行なうことはない。我々

は雇用差別に関する法規について精通し、遵守する（この原則は、1つあるいはそれ以上の基準に基づく適格性を決定する合法的な委任がある園には適用されない）。

P-3C.9—我々は、被雇用者の職務遂行に関連した問題を扱う際には、守秘性を維持し、個人の問題に関して被雇用者のプライバシーの権利を尊重する。

セクションⅣ 地域と社会に対する倫理的責任

乳幼児保育プログラムは、家族や子どもたちの福祉に関係する機関から成り立つ身近な地域という文脈の中で作用する。地域に対する我々の責任は、家族の多様なニーズに対応した保育プログラムを提供し、子どもたちに対する責任を共有する機関や専門職と協力し、それらの機関や同類の専門職へアクセスできるように家族を補助し、現在利用可能なものだけではなく、必要とされる地域プログラムの開発を支援することである。

個人として、我々は子どもたちに対して最高の保育プログラムを提供し、そして誠実かつ高潔に行動するという自分たちの責任を認める。乳幼児の発達と教育という我々の専門的知識と、より大きな社会が乳幼児の福祉と擁護に対する責任を共有するため、我々は、乳幼児保育プログラムとより大きな社会の中で子どもの最善の利益を代弁し、そして、あらゆる場面で乳幼児のために意見を表明するという職能集団としての義務を認識する。

このセクションにおける理念と原則は、一人ひとりの乳幼児教育者が“集団”として確認された理念と原則に取り組む共同の責任を有することを理解することによって、一人ひとりの乳幼児教育者の職務に関係あるものと、より一般的に子どもたちの最善の利益のために集団で携わるものとを区別するために提示されている。

《理念（個人）》

1.4.1—地域に質の高い保育・幼児教育プログラムとサービスを提供すること。

《理念（集団）》

- I-4.2－乳幼児やその家族、そして乳幼児教育者の健康、教育、ウェルビーイングに関する問題の取り組みに関係する専門職や各種機関の間で協力し、そしてそのような専門職同士の学際的な協同を促進すること。
- I-4.3－全ての子どもたちが、家庭や地域の中で、ヘルスケアや食物や保護を受け、養育され、そして暴力とは無縁に生きていける、そのような環境的に安全な世界に向けて、教育、研究、アドボカシーを通して働きかけること。
- I-4.4－全ての乳幼児が、質の高い乳幼児保育プログラムを利用できる社会へ向かって、教育、研究、アドボカシーを通して働きかけること。
- I-4.5－子どもたちの利益の目的のために用いられる適切な評価システム－それは複数の情報源を含む－を保証するために努力すること。
- I-4.6－乳幼児および彼らのニーズについての知識と理解を深めること。子どもたちの権利に対するより大きな社会的承認と、全ての子どもたちのウェルビーイングに対する責任への、より大きな社会的受容に向かって努力すること。
- I-4.7－子どもたちと家族のウェルビーイングを増進する政策や法律を支持し、彼らのウェルビーイングを損なう政策や法律を変革する努力をすること。必要とされる政策や法律の策定に参加し、そして、そのような努力に参加する他の人々やグループと協力すること。
- I-4.8－乳幼児保育領域における専門職の発展を進め、そして、この綱領に反映される中核的価値を実現するための関与や義務を強化すること。

《原則（個人）》

- P-4.1－我々の提供するサービスの性質と範囲について、率直かつ誠実に知らせる。
- P-4.2－我々は、自分が個人的に適切でかつ専門的資格を有する際には、それに見合ったポジションに志願し、受諾し、仕事をする。我々は、自分が提供するための能力、資格、または資源を有していないようなサービスには志願しない。

- P-4.3—我々は慎重に人物証明書を照合し、そのポジションに不適格な能力、資格、品格である人物を誰も雇用しないか、あるいは推薦しない。
- P-4.4—我々は客観的かつ正確に、自分たちの保育実践の基盤となる知見を報告する。
- P-4.5—我々は、評価方法とその手段（道具）の使用について精通し、そして、その結果を家族に正確に説明する。
- P-4.6—我々は、自分たちの園内で、子どもたちの保護に役立つ法規に精通し、そして、これらの法規を確実に遵守することに常に注意を払っている。
- P-4.7—我々が、子どもたちの健康、安全、ウェルビーイングを危険に曝す実践や状況に気付いた時、我々は、子どもたちを保護する倫理的責任や、親や他の保護者に知らせる倫理的責任を有する。
- P-4.8—我々の園の中で、子どもたちを保護する法規に違反するような実践に参加しない。
- P-4.9—乳幼児保育プログラムが子どもたちを保護する法規に違反している証拠がある時、我々は、その状況の改善を期待できる適切な当局へ報告する。
- P-4.10—園（保育プログラム）が本倫理綱領に違反しているか、あるいはその被雇用者に違反をするよう求める場合には、その証拠に対する公平な評価の後、その園（保育プログラム）のアイデンティティ（名称等：訳者）を明らかにすることは許される。

《原則（集団）》

- P-4.11—子どもたちに不利益をもたらす政策が制定される時、我々はこれらの実施を変えるために働きかける集団的責任を有する。
- P-4.12—子どものウェルビーイングの保証を目的とする機関が、その義務を果たしていない証拠を我々が有する場合、我々には、適切な当局、あるいは公に、その問題を報告する集団としての倫理的責任を認識する。我々は、その状況が改善されるまで注意深く追跡調査を行う。
- P-4.13—児童保護機関が、虐待された子どもたち、あるいはネグレクトを受けた子どもたちに十分な保護ができない場合、我々はこれらのサー

ビスを改善するために働きかける集団としての倫理義務を認識する。

倫理に関する用語集

倫理綱領：その職域の中核的価値を定義し、そして、専門職がその職務の中で義務や責任の葛藤に遭遇する時、専門職の行うべき指針を与える。

価値：個人が望ましいと思っている、あるいは値打ちがあると思っている、そして、人々が自分自身のために、他者のために、そして、人々が生きる世界のために重んじる特性または原則。

中核的価値：社会に貢献するために、専門職が意識して採用し、専門職が有する義務や責任。個人的価値と専門職の中核的価値の間には違いがある。

道徳：何が善か、何が正しいか、何が妥当であるかに関する人々の観点；人々の義務についての信念、そして人々がいかに行動すべきかについての考え方。

倫理：善悪あるいは義務に関する研究。それには道徳に対する批判的熟慮、価値を選択する能力、そして関係性の道徳的次元の吟味を含む。

専門職（職業）倫理：実践者が自らの職務に持ち込む個人的道徳を拡大し、強化するという道徳的内省を含めた専門職の道徳的責任や義務、それは、職場での善悪の行動に関わり、そして、彼／彼女たちが職務の中で直面する道徳的ジレンマを個人で解決することを手助けするものである。

倫理的責任：ある人が為すべき行動、もしくは為すべきでない行動。倫理的責任は倫理綱領の中に明確に記載されている（例えば、保育者は、合法的な場合を除いて、第三者に子どもや家族に関する情報を決して漏らしてはいけない）。

倫理的ジレンマ：個人が相反する専門職としての価値と専門職としての責任に直面する時、適切な行為を決定することを含めた道徳的な葛藤。

責任声明 (Statement of Commitment) 4)

乳幼児に関わる一人として、私は自分自身に対して、乳幼児教育の価値—それらはNAEYC倫理綱領の理念と原則を反映させたものである—を促進する責任を有する。私は以下のことに対して最善を尽くす。

- 決して子どもたちを傷つけない。
- 乳幼児のためのプログラムが発達と乳幼児教育に関する最新の知識と研究に基づくものであることを保証する。
- 子どもを養育するというその課題において、家族を尊重し支援する。
- 乳幼児保育・教育において同僚を尊重し、そして、彼／彼女らがNAEYC倫理綱領を常に心に留めておく (maintaining) ように支援する。
- 地域と社会において、子どもたちとその家族、そしてその教師・保育者の代弁者として務める。
- 高水準の専門的行為の知識を習得し、それを維持し続ける。
- 絶え間ない自己反省の過程で、個人的な性格、偏見、信条が、子どもたちや家族に影響を与えていることを理解するよう専念する。
- 新しい考えに対して心を開き、他者の示唆から学ぶことをいとわない。
- 専門職として学び、成長し、貢献し続ける。
- NAEYC倫理綱領の理念と原則に敬意を払う。

本文注

- 1) 文化には、一人ひとりの子どもの発達と世界との関係に深く関わる民族性、人種的なアイデンティティ、経済レベル、家族構造、言語、宗教的・政治的信念を含む。
- 2) 対応する原則が、必ずしも各々の理念のためにあるというわけではない。
- 3) 家族という用語は、子どもの教育、養育、代弁を含めた、子どもの生存に責任を負う大人ないしは近くにいる両親を含める。
- 4) この責任声明は、倫理綱領の一部ではないが、乳幼児保育領域の特有の価値と道徳的義務を包含していることを、一人ひとりが自発的に承認するものである。それは、個人が専門職の一員になるように導くところの、道徳的義務の承認である。

訳者注

- * 1) 基本となる用語は次のように訳した。①early childhood=「乳幼児期」「乳幼児」、②young children=「乳幼児」、③care and education=「保育」「養護と教育」「保育と教育」、④early childhood practitioner=「保育者」「保育実践者」、⑤early childhood educator=「乳幼児教育者」、⑥program=文脈に応じて「保育プログラム」「園」。
- * 2) 多種多様の保育施設、保育形態が示されているが、カタカナ表記とした。理由として、例えば、kindergartenは幼稚園と訳せるが、制度的には我が国と異なる（我が国の幼稚園に近いのはpreschoolである）というように、アメリカと日本で制度内容が異なり、読者の無用な混乱を避けるためである。
なお、これらの施設の概要については、木暮美香（2002）「諸外国の保育制度について（1）－アメリカにおける幼児教育の考察から－」『育英短期大学紀要』第19号、47－56頁、が参考になる。
- * 3) colleaguesは「同僚」と、co-workersは「仕事仲間」と訳している。
- * 「保育倫理綱領および責任声明（2005年改訂版）」の原文は、NAEYCのWebサイト（<http://www.naeyc.org/>）より入手した。